

令和3年度 産地交付金の活用方針について

「水田活用の直接支払交付金」は、米穀の需給調整とあわせて、主食用米以外の品目の需要に応じた生産拡大を行い、水田を最大限に有効活用することにより、食料自給率・自給力の向上を図るものである。

特に、水田活用の直接支払交付金のうち「産地交付金」は、「水田フル活用ビジョン」に基づく、地域の特色のある品目の産地づくりに向けた取組みを支援することを目的としていることから、以下の基本的な考え方に基づき活用する。

1 基本的な考え方

- (1) 地域の水田農業における目標及び課題に対応するため、水田フル活用ビジョンに位置付ける収益力の向上及び水田農業の発展に資する取組みを基本とする。
- (2) 取組みの対象とする作物は、水田で作付けを行う、次のいずれかとする。
 - ・実需者からの需要に応える 大豆、麦、飼料作物等の「戦略作物」
 - ・収益力の向上に資する 野菜等の「高収益作物」
 - ・米穀の国内の需給状況に影響しない「用途を限定した米穀」（備蓄米を除く）

2 産地交付金による助成内容の設定

(1) 県域の設定

「県域で共通する作物」又は「県域で重点的に推進を行う作物」に係る「県域での統一的な課題」とその解決に向けた取組みについて、山口県地域農業戦略推進協議会が、地域農業再生協議会の意見を集約した上で、助成内容を設定する。

(2) 地域の設定

地域の課題とその解決に向けた取組みを行う場合、地域の実情に応じて、地域農業再生協議会が助成内容を設定する。

3 産地交付金の配分方法

- ・国から配分される交付金枠の範囲内で、配分を行う。
- ・当初配分は、前年の作付実績及び当該年の収益力の向上に資する取組みの計画内容を勘案して配分を行う。
- ・追加配分は、当該年の取組みに応じて配分を行う。